

多胎児用割引券

利用対象・方法について

制度の目的

- 協会が事業主等と連携して、事業主等に雇用されている義務教育就学前の双子児等多胎児を養育している労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その労働者が支払う利用料金の一部又は全部を助成する事業です。

利用対象

- 事業主等に雇用される労働者である
- 事業主が利用対象者に対し、割引券（多胎児）を交付している
- 双子、または三つ子以上の**多胎児**を養育している
- 対象児童は、義務教育就学前の多胎児である

利用条件

- 保護者が休みの日であっても利用可能
（保育疲れの解消、リフレッシュのため）
- 1家庭1日1回1枚、年度内2枚まで
但し、特別な事由がある場合は年度内4枚まで
（事由は実施要項p.20（6）①に記載）
- ベビールーム（ベビーシッター事業者が運営するものを含む）等での
集団保育やベビーシッターの自宅等での保育では使用できない
- 掃除、洗濯、炊事等の家事サービスには使用できない

割引料金、発券手数料

- 割引料金（助成限度額）

双子…9000円

三つ子以上…18000円

※助成限度額を超過した利用料金は、利用者が負担する

発券手数料（円）	双子（9000円券）	三つ子以上（18000円券）
中小企業	270	540
大企業	720	1440

発券・交付方法

- 通常券と同じ
- 利用者は事業主担当者に交付申請をする
- 担当者は管理サイトより、各種別の割引券を必要枚数申請する
- 発行された請求書を以って発券手数料を振込、それを受け協会が発券
- 担当者は発券された割引券を利用者に割り当て、URLの形式で交付をする

電子割引券画面操作マニュアル（承認事業主向け）

（http://www.acsa.jp/images/babysitter/e-ticket2023_manual_approved.pdf）

利用方法・注意

- 利用方法はマニュアルに掲載
- 有効期限の遵守
「発券日から令和6年3月31日」の間に利用されたシッティングに適用可能
発券日より前の利用には適用できない
- 同日中に通常券との併用不可
- シッティング修了後は速やかに（原則当日中）割引券の情報登録作業を行う

電子割引券操作マニュアル（利用者向け）

（ http://www.acsa.jp/images/babysitter/e-ticket_user2023418.pdf ）

よくあるお問い合わせ

- 通常券との違い

	通常券	多胎児券（9000円）	多胎児券（18000円）
就労	要件あり	要件なし（休日利用可）	
対象児童	小学3年生まで	義務教育就学前の双子	義務教育就学前の三つ子以上の多胎児
割引金額（1枚）	2200円	9000円 ※内枠でも使用可能だが、使い切り	18000円 ※内枠でも使用可能だが、使い切り
利用上限枚数（日）	児童1人に2枚まで	1家庭1枚まで	
利用上限枚数（月）	1家庭24枚まで	年度上限に同じ	
利用上限枚数（年度）	1家庭280枚まで	原則1家庭2枚まで	1家庭4枚まで
併用	同日内での併用不可（別日程であれば可能）		
利用方法	両者とも同様		